

太良町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

太良町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	3
3	計画の期間	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、教育職員の業務は増大・高度化しており、長時間勤務の常態化や健康リスクが課題となっている。

本町においては、教育職員一人一人が心身ともに健康な状態で教育活動に専念できる環境を整備することが、児童生徒への教育の質の向上に直結するものとする。

このため、本計画は、教育職員の業務量を適切に管理するとともに、健康確保措置を総合的・計画的に実施することにより、教育職員がその専門性を十分に発揮できる持続可能な学校運営体制の構築を図ることを目的として策定するものである。

(2) 本町の現状

- ① 本町では、平成31年4月に、学校現場の業務改善計画を策定して、教育職員の働き方改革を進め、在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。その結果、令和6年度における教育職員の時間外在校等時間の状況は、次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】 R6年4月～R7年3月

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	24時間13分	16.5%	0%
中学校	32時間39分	24.4%	2.3%

- ② 太良町全体の年間の月間平均時間外在校等時間は、小学校、中学校ともに45時間を下回っているものの、時間外在校等時間が45時間を超える教育職員が、小学校では16.5%、中学校では24.4%であり、特に中学校において高い状況にある。また、月80時間以上となる教育職員は、小学校では見られない一方、中学校では2.3%存在しており、業務負担の偏在が課題として挙げられる。さらに、年度当初及び年度末において、時間外在校等時間が45時間を上回る教育職員が多くなる傾向も確認されている。

- ③ 業務量の多さと、授業に係る教材作成、不登校児童生徒の対応やいじめ防止対応、児童生徒の問題行動等に関連する保護者対応など、時間外在校等時間が長くなる要因は複合的である。また、業務の特性上、特定の教育職員に負担が集中しやすい状況も見られる。加えて、近年は教育職員の大量退職に伴う欠員の発生等により、教育職員一人当たりの負担感が増大している。

こうした状況を踏まえて、学校・保護者・地域が連携・協働することによ

り、教育の質の向上に資する時間的余裕を創出することが求められている。

以上のことから、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において目指す目標は、次のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 年間における1か月の時間外在校等時間の平均を30時間程度とする。
- ③ 1年間の時間外在校等時間の合計が360時間以内にする。

これらの目標については、学校種別及び職種ごとの実態を踏まえ、毎年度進捗状況を検証し、重点的に対応すべき対象を明確にしながら、段階的な達成を図るものとする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上とする。
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下とする。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、本計画期間中の重点事項として、業務の適正化及び健康確保に向けた取組を体系的に推進する。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- ① 学校以外が担うべき業務

- ア 登下校の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒の登校時刻の見直しを進める。保護者や地域住民等その他の関係者の参画を得ながら、登下校時の見守りについては、学校以外が主体となって管理・運営する体制を構築する。
- イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3分類」②関係）
- ・放課後から夜間にかけての見回りについては、保護者や地域住民等その他の関係者が担う体制に委ね、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・鹿島警察署管内の校警補導連絡協議会において、補導された児童生徒の引取りは保護者が第一義的な責任を負うことについて、関係機関との認識共有を図る。
- ウ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
- ・町顧問弁護士を活用することにより、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備し、当該苦情等に対応できる体制を有効に活用していく。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ア 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
- ・学校に送付される文書等の量の縮減に努める。
 - ・回答が必要な調査については、デジタル技術や校務支援システムを活用することにより、事務負担の軽減を図る。
- イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）
- ・業務委託している業者にネットワーク設備の保守・管理を任せる。
 - ・町で独自に任用しているICT支援員を各学校に1名配置し、ICT機器等の活用支援や教育職員への技術的援助を行い、教師の負担軽減を図る。
- ウ 部活動（「3分類」⑬関係）
- ・部活動の地域展開に向けた体制整備を進め、教育職員の負担軽減を図る。また、「県下一斉部活動休養日」の実施を徹底する。
 - ・管理職及び教育委員会は、各部の活動日数・活動時間・休養日の現状を把握し、適正な部活動運営を指導する。

③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ア 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
- ・教材等の作成では、近隣市町でネットワークを駆使し、共有できるシステムを構築する。また、採点や集計作業については、自動採点等のデジタル技術の活用を促進する。
- イ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用して、生徒指導関係の校内会議や研修を意図的に計画し、専門的な知見を活かしつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・校内教育支援センターを設置するとともに、不登校対応コーディネーターの配置を進め、支援体制の充実を図る。

(2) 学校における措置の推進

学校における次の取組を通じて、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 教育職員の時間外在校等時間の実態を正確に把握し、上限時間（月 45 時間）を超えた場合には、その要因を分析し改善策を講じる。
- ② 教育課程編成にあたっては、年間総授業時数及び週当たりの授業時数が真に必要なものとなるよう、年度当初に精査する。特に授業時数を大幅に上回る編成（小学校 4 年生以上で年間で 1086 単位時間以上）の場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ③ 学校行事や会議の精選・効率化に努め、特定の教育職員に負担がかかることのないように校務分掌の平準化を図る。また、効果が乏しく形骸化している取組の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後活動を勤務時間内に設定するなど、日課表の工夫を行う。
- ④ 教育職員と保護者間、教育職員と児童生徒間及び校内連絡のデジタル化を推進する。
- ⑤ 学校運営協議会の設置を進め、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら取組を進めていくための体制構築を推進する。
- ⑥ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和 8 年度中に全校に設置する。
- ⑦ 長期休業中の学校閉庁日を拡充することにより、教育職員が安心して休養できる環境を整える。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、関係法令（労働安全衛生法等）を遵守するとともに、次の取組を推進する。

- ① 1か月の時間外在校等時間が80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、佐賀県産業医学協会の医師による面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- ② 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③ ストレスチェックの実施率100%を目指し、集団分析結果等を活用して職場環境の改善を進める。
- ④ 年次有給休暇について、まとまった日数の計画的取得を促進する。
- ⑤ 定時退勤日（水曜日）を週1回設定し、夏季休業期間中は5日間・冬季休業中は12月27日・28日を学校閉庁日として設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 進捗状況の把握と公表

- 取組の着実な実行を図るため、教育委員会は、町内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を毎月把握し、毎月の定例校長会において共有する。あわせて、毎年度、教育委員会において本計画に基づく取組み状況を報告する。
- ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標については、ストレスチェックの結果を活用し、多角的に分析・評価を行う。

(2) 学校への指導・支援の強化

- 教育委員会は、各学校における取組状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が認められる場合には、当該学校への聞き取りを行ったうえで、必要な指導及び支援を行う。
- 教育委員会は、各学校における働き方改革の取組が円滑に進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職を対象として好事例等の情報共有や情報提供を行う。
各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等での協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を着実に実施する。

(3) 多様な専門人材の確保と関係部局との連携

- 保護者及び地域の理解を促進するため、教育委員会は、町長部局と連携し、

保護者や地域の自治会等に対して、本町における「学校と教師の業務の3分類及び業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な取組項目について協力が得られるよう働きかけを行う。

- 児童生徒への多面的な支援と教員の負担軽減を両立させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等に加え、医療・福祉関係機関との連携を推進する。
- 町長部局（町民福祉課、子育て支援課等）と緊密に連携し、学校が抱え込みやすい福祉的課題に対して、行政全体での対応に努める。

（4）地域・保護者とのパートナーシップ

- 校区ごとに小中合同の学校運営協議会の設置及び活用を推進し、保護者及び地域住民等その他の関係者との連携による教育職員の業務の分担の見直しや適正化を図る。

（5）計画の見直しと継続的な改善

本計画は、国や県の動向、及び町内の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

備考： 本計画における「教育職員」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条に規定する教育職員のうち、本町立学校に勤務する校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（常勤・非常勤を含む）をいう。

各学習支援スタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の職員については、本計画の直接の対象とはしない。これらの職員については、教育職員の業務負担軽減を図る重要な人材であることから、関係法令等に基づき、適切な勤務管理及び健康確保に努めるものとする。